

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 特定移動通信役務 <u>法第十二条の二第四項第二号二に規定する</u>  <u>特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務</u></p> <p>五〜八 (略)</p> <p><u>(登録の更新)</u></p> <p><u>第四条の二 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第一項</u>  <u>の申請書は、様式第一によるものとする。</u></p> <p>2  <u>法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の法第十</u>  <u>二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面</u>  <u>は、様式第二によるものとする。</u></p> <p>3  <u>法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省</u>  <u>令で定める書類は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>様式第三によるネットワーク構成図</u></p> <p>二 <u>提供する電気通信役務に関する様式第四による書類</u></p> <p>三 <u>申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 特定移動通信役務 <u>法第三十四条第一項に規定する特定移動端</u>  <u>末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務</u></p> <p>五〜八 (略)</p>

四 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

ロ 役員の名簿及び履歴書

ハ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

五 申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする  
書類の謄本

ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する  
書類

ハ 団体の財産の状況を記載した書類

六 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類

ロ 履歴書

ハ 資産目録

七 法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類

八 前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類

- イ 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- ロ 合併又は分割の条件に関する説明書
- 九 第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類
  - イ 譲渡しに関する契約書の写し
  - ロ 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
- 十 第七号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書
- 十一 所要資金（第七号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類
- 十二 電気通信業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う部門に関するものを含む。）
- 十三 電気通信業務に関する社内規則等（法令等の遵守に関する方針及び手続を含む社内規則その他これに準ずるものをいう。）
- 十四 第七号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類

イ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の概要

ロ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続条件

ハ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の他の電気通信事業者との共用の条件

ニ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の条件

ホ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の条件（二に掲げるものを除く。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に重要な関係を有する事項

十五 その他その電気通信事業の登録の更新の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三 法第十二条の二第四項第二号口の総務省令で定める割合

は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）

及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2 法第十二条の二第四項第二号口の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該

指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四 法第十二条の二第四項第二号二の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信

二 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信

2 法第十二条の二第四項第二号二の総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号二の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分について

は、その都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数

3 法第十二条の二第四項第二号二の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用い

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 （略）

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二の二第一項第一号、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備（その一端

て提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

イ (略)

- (1) 基本料金 (利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金 (付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。) をいう。以下このイにおいて同じ。) の額 (当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約 (以下「他の役務契約」という。) が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。) が次のいずれかで提供されるもの

(2)・(3) (略)

ロ (略)

(基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域 (市町村 (特別区を含む。以

が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

イ (略)

- (1) 基本料金 (利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金 (付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。) をいう。以下同じ。) の額 (当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約 (以下「他の役務契約」という。) が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。) が次のいずれかで提供されるもの

(2)・(3) (略)

ロ (略)

(基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域 (市町村 (特別区を含む。以

下この条及び第二十二條の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。)又は市町村の一部を単位とする場合にあっては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。  
。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

(指定電気通信役務の料金の減免の基準)

第十九條の二の二 法第二十條第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の適正な原価に適正な利潤を加えた金額を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。

一・二 (略)

三 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙(その発行部数が一の題号について八千部以上であるもの)を発行する新聞社、放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者及び同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者をいう。)若しくはこれらにニュース若しくは情報(広告を除く。)を供給することを主たる目的とする

下この条及び第二十二條の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。)又は市町村の一部を単位とする場合にあっては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

(指定電気通信役務の料金の減免の基準)

第十九條の二の二 法第二十條第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の原価を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。

一・二 (略)

三 (略)

通信社（以下「新聞社等」という。）の事業のための通信であつて専用たる電気通信役務において取り扱われるもの

（基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{生産性向上見込率} + \text{その他の要因})$$

2・3 (略)

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定するものとする。

5・6 (略)

（特定ドメイン名電気通信役務の範囲）

第二十二條の二 法第二十四条第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の二第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二條の二の二 (略)

（基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 (略)

2・3 (略)

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5・6 (略)

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二條の二 (略)

（提供条件の説明）

第二十二條の二の二 法第二十六条の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの（付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。）、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明(以下この条、次条第六項第二号及び第二十二條の二の七第一項第五号ホにおいて「提供条件概要説明」という。)は、当該電気通信役務の提供に関する契約(以下この条及び次条において「対象契約」という。)の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項(付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。)について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。)の一部の変更を内容とする契約(既契約の更新を内容とする契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。))を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。)又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称(電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七條に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役

影響が特に少ない役務を除く。)とする。

一〇十一 (略)

二〇六 (略)

務に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしているときを除く。)

二 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者の氏名又は名称

三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）（電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七条に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしているときを除く。)

四 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）にあつては、当該媒介等業務受託者の電話番号、メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。)

五 提供される電気通信役務の内容（次に掲げる事項を含む。)

イ 名称

ロ 別表に掲げる区分による種類（以下この条及び第二十二條の二の八第一項第二号において単に「種類」という。)

ハ 品質

- ニ 提供を受けることができる場所
  - ホ 緊急通報に係る制限がある場合には、その内容
  - ヘ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスによる制限がある場合には、その内容
  - ト ホ及びヘに掲げるもののほか、電気通信役務の利用に関する制限がある場合には、その内容
- 六 利用者（法第二十六条第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の十一までにおいて同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。
- 七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて利用者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容
  - 八 前二号の料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件
  - 九 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法
  - 十 次に掲げる事項その他の利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容

ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の定めがあるときは、その内容

ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を利用者が負担する必要があるときは、その内容

十一 対象契約が法第二十六条の三第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の書面による解除（以下この条から第二十二條の二の九までにおいて「書面解除」という。）を行うことができるものであるときは、書面解除に関する事項

十二 対象契約が第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項

2 変更契約又は更新契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。））に限る。以下この号において単に「提供条件」という。）の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契

約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとって提供条件が不利となるとき 基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結又はその媒介等をしようとする場合 基本説明事項

三 更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次のいずれにも該当するもの（以下この項において「自動更新」という。）であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき 利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

イ 当該利用者からの更新しない旨の申出がない限り行われる更新であること。

ロ 当該更新後の契約にその変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合における違約金の定めがあること。

ハ 口の違約金の額が、当該更新後の契約に係る基本料金（電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金をいい、付加的な機能の提供に係る役務に係るものを除

く。)の額を超えること。

四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結又はその媒介等  
をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更  
新となるとき 前号に定める事項及び基本説明事項(変更しよう  
とするものに限る。)

3 提供条件概要説明は、説明事項(基本説明事項又は前項各号に定  
める事項をいう。以下この条において同じ。)を分かりやすく記載  
した書面(カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において  
「説明書面」という。)を交付して行わなければならない。ただし  
、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により  
説明することに了解したときは、これらの方法によることができ  
る。

一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メール  
の記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気  
通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用  
者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成する  
ことができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成す  
ることができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記  
録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する  
方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者  
に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項を、当該

ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

四 説明事項を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

4 前三項の提供条件概要説明は、利用者の知識及び経験並びに当該電気通信役務の提供に関する契約を締結する目的に照らして、当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項の通知により行わなければならない。

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二條の二の十第一号において「法人契約」という。）

二 他の電気通信事業者との間に電気通信役務の提供に関する契約が締結されたときは自らが提供する電気通信役務についても契約を締結したこととなる旨の契約約款の規定に基づいて締結する契約

三 公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる電気通信役務の提供に関する契約

四 電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して提供する電気通信役務の提供に関する契約であつて、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件（説明事項に係るものに限る。）を当該他の電気通信事業者が利用者に説明することとしているもの

五 変更契約又は更新契約であつて、第二項の規定により提供条件概要説明をすべきもの以外のもの  
（書面の交付）

第二十二條の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六條の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

一 基本説明事項（前条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）

二 対象契約の成立の年月日、利用者の氏名及び住所その他の当該対象契約を特定するに足る事項

三 基本説明事項に係る電気通信役務に関する料金の支払の時期及び方法又はこれらの見込み

四 基本説明事項に係る電気通信役務の提供の開始の予定時期（当該電気通信役務が法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務であり、かつ、対象契約が書面解除を行うことができるものであるときは、開始する日又は開始を予定する日）

五 対象契約を締結した電気通信事業者が、有償で継続して提供される役務（以下「有償継続役務」という。）であつて付加的な機能の提供に係るものを提供する場又は当該電気通信事業者が当該対象契約の締結に付随して有償継続役務（商品を継続して供給することを内容とする場合を含む。以下同じ。）の提供に関する契約の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項（次に掲げるものを含む。）

一

イ 名称

ロ 料金その他の経費

ハ 期間を限定した料金その他の経費の減免がされるときは、当該減免の実施期間その他の条件

ニ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第九号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

## 六 契約書面の内容を十分に読むべき旨

2) 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 対象契約以外の契約（以下この項において「他の契約」という。）の締結を条件として、又は付加的な機能の提供に係る役務の提供を条件として、期間を限定して対象契約に係る料金その他の経費（付加的な機能の提供に係る役務に係るものを除く。以下この号において同じ。）の減免がされる場合 減免の実施期間中及び当該減免の実施期間が経過した後の対象契約に係る料金その他の経費の額並びに当該他の契約又は当該役務の対価の額を含む利用者が支払うべき額の算定の方法が図面により示されていること。

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

イ 書面解除を行うことができる旨

ロ 書面解除を行うことができる期間

ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法第二十七条の二第一号の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六条の三第一項括弧書に規定

する書面をいう。第二十二條の二の八において同じ。)を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。

二 書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順に関する事項

ホ 法第二十六條の三第二項から第四項までの規定に関する事項

ヘ 書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

ト 対象契約の締結に付随して締結された他の契約であつて書面解除に伴い解除されないもの(当該対象契約を締結した電気通信事業者が締結又はその媒介等をしたものに限る。第二十二條の二の八第一項第八号において「特定解除契約」という。)がある場合は、その旨及びその解除に関する事項

三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

イ 当該確認措置を講じている旨

ロ 当該確認措置の適用に関する条件

ハ 第二十二條の二の七第二項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該確認措置の内容

四 利用者を誘引するための手段として対象契約に係る電気通信役務の提供に付随して電気通信事業者が経済上の利益を提供する場合であつて、当該利益の提供が当該電気通信役務に関する料金そ

他の経費の減免に相当するとき又は利用者からの申出による当該対象契約の変更若しくは解除の条件等であるとき 当該利益の内容及び当該利益の提供の条件等が明らかにされていること。

3 第一項の規定にかかわらず、変更契約又は更新契約が成立した場合において、同項各号に掲げる事項であつて前項各号に定める基準に適合するもの（第五項において「基本記載事項」という。）の変更がされたとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該変更の内容（当該変更契約又は更新契約が書面解除を行うことができるものである場合は、当該変更の内容及び書面解除に関する事項であつて前項第二号に定める基準に適合するもの）並びに当該変更のされた既契約に係る第一項第二号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないもの（第二十二條の二の十第二号において「軽微変更」という。）のみがされた場合

二 電気通信事業者からの申出により利用者に不利でない変更のみがされた場合

三 付加的な機能の提供に係る役務に係る変更のみがされた場合

四 前三号のいずれかに掲げる変更のみがされた場合

4 契約書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

5 次条第一項第二号又は第三号に掲げる方法により記載事項（基本

記載事項又は第三項の規定により記載すべき事項をいう。以下この条及び次条において同じ。)を提供する場合は、令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項を記載した契約書面の交付に代えて、電子計算機に備えられたファイルであつて当該記載事項が記録されたものを閲覧するために必要な情報及びそれに関する説明(以下この条において「閲覧情報」という。)を記載した契約書面を交付すれば足りる。

6 法第二十六条の二第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第六項第一号から第三号までに掲げる対象契約が成立した場合

二 書面解除を行うことができない対象契約が成立した場合であつて、その提供条件概要説明に際し、又はその提供条件概要説明の後当該対象契約の成立の時までに、記載事項又は閲覧情報(以下この条及び次条において「記載事項等」という。)を前各項に定めるところにより記載した書面を交付したとき又は令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て、当該記載事項等を次条に規定する方法により提供したとき。

三 二以上の電気通信事業者が利用者に対し契約書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の電気通信事業者が当該二以上の電気通信事業者に係る記載事項等を前各項に定めるところにより記載した書面を交付し、若しくは令第二条の規定に準じて利用者の承諾を得て当該記載事項等を次条に規定する方法によ

り提供した場合又は当該一の電気通信事業者が前号の定めるところにより当該記載事項等を記載した書面を交付し、若しくは当該記載事項等を提供した場合

四 変更契約又は更新契約であつて第三項の規定により契約書面を交付すべきもの以外のものを締結した場合

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二條の二の五 法第二十六條の二第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、利用者が当該電子メールの記載事項に係る記録を出力することによる書面を作成することができるもの又は前条第五項の規定による契約書面の交付に代えて、当該契約書面に記載すべき閲覧情報を記録した電子メールを送信する方法

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、当該利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、及び記載事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を

当該利用者に通知し、又は当該利用者が当該記載事項を閲覧して  
いたことを確認する方法であつて、契約をした後、遅滞なく、記  
載事項を記載した書面を当該利用者に交付するもの又は当該フア  
イルに記録された記載事項を、当該利用者に係る電気通信役務の  
提供に関する契約が解除され、若しくは満了した日までの間及び  
その日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しく  
は改変できないものであり、かつ、その期間にわたつて、当該利  
用者がこれを閲覧できるようにするもの。ただし、記載事項を記  
載した書面を当該利用者に交付した場合にあつては、当該ファイ  
ルに記録された記載事項を消去することができる。

#### 四 記載事項を記録した磁気ディスク、シー・デイー・ロムその他 の記録媒体を交付する方法

2 前項の規定にかかわらず、法第二十六条の二第二項に規定する情  
報通信の技術を利用する方法は、当該方法による提供を受ける旨の  
承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、電気通信事業者  
の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する  
方法とする。

3 第一項各号に掲げる方法により記載事項等を提供する場合は、利  
用者に記載事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させる  
ことその他の当該記載事項等の提供が記載事項を記載した書面の交  
付に代えて行われるものであることを利用者が確実に了知する方法  
により提供しなければならない。

第二十二條の二の六 法第二十六条の二第三項の総務省令で定める方

法は、前条第一項第四号に掲げる方法とする。

(書面による解除の例外)

第二十二條の二の七 法第二十六條の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第二十二條の二の四第三項各号に掲げる場合
- 二 第二十二條の二の四第六項第一号に掲げる場合
- 三 利用者からの申出により当該利用者に不利でない変更のみがされた場合
- 四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二條の二の三第一項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき又は同項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項に第二十二條の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき
- 五 法第二十六條第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況（以下この号において「利用場所状況」という。）及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況（以下この号において「遵守状況」という。）を確認できる措置（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。）を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定（以下この条において「認定」という。）したものの提供に関する契約（以下この号において「確認措置契約」という。）を締

## 結した場合

- イ 当該電気通信役務の提供が開始された日を起算日とする八日以上の期間において当該利用者が利用場所状況及び遵守状況の確認をすることができること。
- ロ 当該利用場所状況について十分でないことが判明したときは、  
「関連契約（確認措置契約及び当該電気通信事業者が当該確認措置契約の締結に付随して有償継続役務の提供に関する契約を締結又はその媒介等をした場合における当該契約その他の当該電気通信役務の提供に付随して締結された契約であつて総務大臣が別に告示するものをいう。以下この号において同じ。）を解除できること。」
- ハ 総務大臣が別に告示する条件を満たす基準であつて、当該電気通信事業者があらかじめ定めたものに当該遵守状況が適合しないときは、当該利用者が関連契約を解除できること。
- ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。
  - (1) 当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額（当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。）及び当該関連契約の締結のために通常要する費用に係るものを除く。）
  - (2) 当該関連契約により販売され、又は貸与された端末設備そ

の他の物品が返還されないときにあつては、当該物品の販売  
価格に相当する額

ホ 提供条件概要説明により、当該確認措置を講じている旨及び  
当該確認措置の適用に関する条件その他必要な事項が説明され  
ること。

2 前項第五号の電気通信事業者は、申請書に、次に掲げる事項を記  
載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする電気通信役務の名称及び内容

二 確認措置に関する内容

三 その他その電気通信役務の認定の申請に関し特に必要な事項

3 認定を受けた電気通信役務を提供する電気通信事業者がその氏名  
若しくは名称又は前項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更し  
ようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なけれ  
ばならない。

4 総務大臣は、認定を受けた電気通信役務に係る確認措置が第一項  
第五号イからホまでに掲げる要件を満たさなくなつたと認められる  
とき、認定を受けた電気通信事業者が前項の規定に違反したときそ  
の他当該電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるお  
それがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。

5 総務大臣は、認定をしたときは、その認定を受けた電気通信役務  
を提供する電気通信事業者の氏名又は名称並びに当該電気通信役務  
の名称及び内容を、第三項の規定による届出（第二項第二号に係る  
ものを除く。）があつたとき又は前項の規定により認定を取り消し

たときはその旨を、それぞれ告示するものとする。

- 6 前各項に規定するもののほか、第二項の申請書の様式その他認定に関し必要な事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(不実告知後の書面の交付)

第二十二條の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項(変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二條の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足る事項)を記載しなければならない。

- 一 提供される電気通信役務の名称及び種類
- 二 利用者に適用される電気通信役務に関する料金
- 三 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて利用者が負担するものがあるときは、その内容
- 四 第二十二條の二の四第一項第五号イ及びロに掲げる事項
- 五 不実告知後書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間は、書面解除を行うことができる旨
- 六 法第二十六條の三第二項から第四項までの規定に関する事項
- 七 書面解除があつた場合に利用者が支払うべき金額の算定の方法
- 八 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項
- 九 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び書面解除を行う旨の書面の送付先その他の書面解除の標準的な手順

に関する事項

十 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）

十一 電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項

十二 不実告知後書面の内容を十分に読むべき旨

2 不実告知後書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる事項は、赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 電気通信事業者は、不実告知後書面を利用者に交付した際には、直ちに当該利用者が当該不実告知後書面を見ていることを確認した上で、第一項第五号及び第六号に掲げる事項について当該利用者に告げなければならない。

（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）

第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号及び第三号に規定する費用に係るものを除く。）

二 電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。次号において同じ。）の額として総務大臣が別に告示する額（当該工事が行われた場合に限る。）

三 前号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の締結のために通常要する費用として総務大臣が別に告示する額（勧誘継続行為の禁止の例外）

第二十二條の二の十 法第二十七條の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法人契約の締結の勧誘

二 軽微変更に係る勧誘

（媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十二條の二の十一 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務（以下「媒介等業務」という。）を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

一 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）されるための措置

二 媒介等業務の実施の状況を監督する責任者（当該媒介等業務を委託した電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）の選任

三 媒介等業務の手順等に関する文書であつて、利用者を誘引するための経済上の利益の内容等を明らかにすることその他の適切な誘引の手段に関する事項及び媒介等業務に関する法令等（法、次に掲げる法律その他の法令及びこれに基づくものをいう。）の遵守に関する事項その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項を記載したものの作成並びに媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、当該法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

イ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

ロ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

四 媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置

五 媒介等業務に係る利用者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置

六 媒介等業務受託者が媒介等業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該媒介等業務受託者による当該媒介等業務の中止、他の適切な媒介等業務受託者への当該媒介等業務の速

やかな委託その他当該媒介等業務の委託に関する契約（二以上の段階にわたる委託がされた場合には、電気通信事業者及び他の媒介等業務受託者が当該委託のため締結したものを含む。）が変更され、又は当該契約が解除される等、媒介等業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するための措置

七 前各号の措置及び次項の規定による報告の適正かつ確実な実施のため電気通信事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置

2| 電気通信事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

### 第二十二條の三 （略）

2 法第三十條第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。  
この場合において、法第三十四條第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

### 第二十二條の三 （略）

2 法第三十條第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。  
この場合において、法第三十四條第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）の全てについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ (略)

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）の全てについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

(法第三十条第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定及びその解除)

第二十二條の四 法第三十条第三項第二号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者に対する同号の行為の相手方となる同条第一項の規定により指定された電

一 (略)

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ (略)

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る第二十三条の九の二第二項に規定する特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

第二十二條の四 削除

気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二條の八 法第三十一條第七項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第三十一條第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ (略)

ロ 監督対象子会社こと、当該会社が法第三十條第四項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社こと、当該会社に委託をした業務に関する法第三十條第四項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三條の四 (略)

一～十 (略)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するた

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二條の八 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 監督対象子会社こと、当該会社が法第三十條第三項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社こと、当該会社に委託をした業務に関する法第三十條第三項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三條の四 (略)

一～十 (略)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するた

めの電気通信設備をいう。第二十三条の九の四第二号及び第二十四条の五第九号において同じ。)

十二 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用を接続に関して行う場合における次の事項

イ、ハ (略)

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

- (1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額
- (2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する

めの電気通信設備をいう。)

十二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イ、ハ (略)

二 (略)

- (1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価の算定方法（自己資本利益率の値については接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額
- (2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する

額及び設置工事費等)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)

へ・ト (略)

三 (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)

五く八 (略)

九 光信号端末回線伝送機能(第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表一の項に規定するものをいう。)であつて光信号分離装置(通信用建物外に設置されるものに限る。以下この号におい

額及び設置工事費等)を基礎として接続料の原価の算定方法(自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額(接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)

へ・ト (略)

三 (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額(接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)

五く八 (略)

て同じ。)を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画(一の光信号分離装置に収容し得る光信号伝送用の回線(加入者側終端装置と接続するものに限る。以下この号において同じ。))を利用することができる区域で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設定するものをいう。)において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際現に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件

十 番号ポータビリティ機能(第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。)の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

十一・十二 (略)

3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

九 番号ポータビリティ機能(接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。)の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

十・十一 (略)

3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

21 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備(以下「特

2| (略)

3| 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定中継系交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第二種指定中継系伝送路設備」という。）

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）及び様式第十七の四の二から第十七の四の七までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額

定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

3| (略)

4| (略)

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

は、千円単位又は百万円単位をもつて表示することができる。

一〜三 (略)

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の責任に関する事項

五 第二十三条の九の五第一項各号に掲げる事項

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設

一〜三 (略)

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下この条において「他事業者」という。)の責任に関する事項

五 接続協定の締結及び解除の手続

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間

七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

十一 他事業者との協議が調わないときの法第一百五十四条第一項若しくは第一百五十七条第一項のあつせん又は法第一百五十五条第一項若しくは第一百五十七条第三項の仲裁による解決方法

備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

二 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるもの限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。）

三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項

）  
第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手續であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他

事業者が受ける手続

(2) 接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応できない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）

を他事業者が受ける手続

(3) 接続協定の締結及び解除の手続

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から当該開示の日までの標準的期間

ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間

二 他事業者が接続（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。）の提供又は特定移動端

末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第九条第三項の規定を準用する。）

五 ぶくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

六 重要通信の取扱方法

七 他事業者が接続に関して行う請求及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

八 他事業者との協議が調わないときの法第一百五十四条第一項若しくは第一百五十七条第一項のあつせん又は法第一百五十五条第一項若

しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

2 前項第一号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の九の六 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一 八 (略)

九 ルータにより符号を交換する機能

十 十三 (略)

十四 SIPサーバ(アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。)を行うための機能

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の九の四 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 (略)

一 八 (略)

九 ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。)により符号を交換する機能

十 十三 (略)

十四 SIPサーバ(IPアドレス(インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいう。))の付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。)を行うための

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)

第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。

(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務を開始し、変更し、又は廃止した年月日
- 三 当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域
- 四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置す

機能

第二十五条の五から第二十五条の七 削除

る電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）ことの次に掲げる事項

- イ 当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称
- ロ 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下この条において「提供卸電気通信役務」という。）の内容
- ハ 当該提供卸電気通信役務に関する料金
- ニ 当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）
- ホ 当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項
- ヘ 当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- ト 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法
- チ 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項
- リ 重要通信の取扱方法
- ヌ 当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術

的事項

ル イからヌまでに掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

ヲ 有効期間を定めるときは、その期間

一 電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するF T T Hアクセスサービスをいう。以下この表において同じ。）

一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該F T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のV D S L設備その他の電気通信設備を用いて提供されるF T T Hアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とその利

	<p>用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二において同じ。)の数が五万未満のものを除く。)</p> <p>二 その提供を受ける当該F T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が五十万以上の電気通信事業者</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者</p>
<p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はB W Aアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定するB W Aアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域</p>	<p>一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者(その提供を受ける携帯電話又はB W Aアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)</p> <p>二 その提供を受ける携帯電話又はB W Aアクセスサービス</p>

<p>移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。) (通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。))向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。)</p>	<p>に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者</p>
---	--

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第二十五条の七の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、前条第四号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件(同号(イ)を除く。)に掲げる事項に限る。)について契約約款を定め、公表しているものを総務大臣に届け出ることができる。この場合において、当該契約約款による当該卸電気通信役務の提供の業務に係る同条の規定の適用については、同条中「は、次に掲げる事項」とあるのは、「は、次に掲げる事項(第四号に掲げるものを除く。)」とする。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、同項の契約約款を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により届け出た契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出)

第二十五条の七の三 法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書(第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出)

第二十五条の七の四 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(総務大臣が整理し、公表する情報)

第二十五条の十 法第三十九条の二第四号の総務省令で定める情報は

次に掲げる情報とする。

一 法第二十九条第一項の規定による命令（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してしたものであつて、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。）に関して作成し、又は取得した情報

二 法第三十条第一項及び第三項第二号の規定による指定並びに同条第五項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

三 法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第七項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報

四 法第三十三条第六項及び第八項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

五 法第三十四条第三項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

六 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してした行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導のうち、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。）に関して作成し、又は取得した情報

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 （略）

一 (略)

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

イ ホ (略)

(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)

第二十七条の二の二 (略)

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

(総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号)

第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気通信番号は、次に掲げるものとする。

一 ドメイン名

二 アイ・ピー・アドレス

(端末設備の接続の検査)

第三十二条 法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 六 (略)

一 (略)

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

イ ホ (略)

(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)

第二十七条の二の二 (略)

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

第三十二条 (略)

一 六 (略)

七 本邦に入国する者が、自ら持ち込む端末設備（法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準に適合しているものに限る。）であつて、当該者の入国の日から同日以後九十日を経過する日までの間に限り使用するものを接続するとき。

2 (略)

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 (略)

一 データベース（法第十二条の二第四項第二号ロに規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

二〜四 (略)

(ドメイン名電気通信役務等の範囲)

第五十九条の二 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

一 ドメイン名の一部（ドメイン名の末尾を含むものに限る。以下同じ。）の前に任意の文字を付し、新たなドメイン名として使用する権利を有する電気通信事業者が、当該ドメイン名の一部に関して提供する電気通信役務であつて、次に掲げるもの

イ 国、地方公共団体その他これらに類するものの名称を表す文字及びドットの記号の組合せによるドメイン名の一部として総

2 (略)

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 (略)

一 データベース（法第十八条第三項に規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

二〜四 (略)

務大臣が別に告示するものに関して提供するもの

ロ 契約数が三十万以上のもの（イに掲げるものを除く。）

二 前号に規定する電気通信役務以外の電気通信役務（他人の電気通信設備に記録された情報の複製により、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を用いるものを除く。）であつて、契約数が三十万以上のもの

2) 法第六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドットの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。

3) 法第六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は、次のいずれかに掲げるものとする。

一 数字及びドットの記号の組合せであつて、三十二ビットの値を表すもの

二 数字（数字に代わつて用いられる文字を含む。）及びコロンの記号の組合せであつて、百二十八ビットの値を表すもの

（申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

一 （略）

（申請等の方法）

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

一 （略）

一の二 法第十二条の二第一項の登録の更新の申請

二・三 (略)

四 法第十七条第二項の承継の届出 (法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。)

五〜十七 (略)

十八 法第四十四条第一項又は第三項の届出

十九〜三十四 (略)

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告 (ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。) をその者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。

一 (略)

二 法第十七条第二項の承継の届出 (法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。)

三〜六 (略)

別表 電気通信役務の種類 (第二十二条の二の三第一項第五号口関係)

一 電話 (アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る。) 及び総合デジタル通信サービス

二 携帯電話端末・PHS端末サービス

三 無線・PHSインターネット専用サービス

四 仮想移動電気通信サービス

五 DSLアクセスサービス

二・三 (略)

四 法第十七条第一項の承継の届出 (法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。)

五〜十七 (略)

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

十九〜三十四 (略)

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告をその者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。

一 (略)

二 法第十七条第一項の承継の届出 (法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。)

三〜六 (略)

六 FTTHアクセスサービス

七 CATVアクセスサービス

八 公衆無線LANアクセスサービス

九 FWAアクセスサービス

十 IP電話サービス

十一 インターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備であつて、第八号又は第九号に掲げる役務の提供に用いられるものを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務に限る。）

十二 第二号から第四号まで及び前号に掲げるもの以外のインターネット接続サービス

十三 前各号に掲げる電気通信役務以外の法第二十六条第一項各号に掲げるもの

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一 携帯電話端末・PHS端末サービス 携帯電話の役務（無線・PHSインターネット専用サービスを除く。以下この号において同じ。）又はPHSの役務並びに携帯電話端末又はPHS端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（以下「無線端末系伝送路設備」という。）（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末又はPHS端末と接続されるものに限る。）及び

当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。)の役務

二 無線・PHSインターネット専用サービス 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(以下「無線インターネット利用者設備」という。)によつて音声伝送役務(電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。)の提供を受けないもの

三 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備(無線インターネット利用者設備に限る。)を用いて利用される電気通信役務であつて、無線端末系伝送路設備に当該移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)

四 DSLアクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路

設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

五 FTTHアクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）

六 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（FTTHアクセスサービスを除く。）

七 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（携帯電話端末・PHS端末サービス及び無線・PHSインターネット専用サービスの役務を除く。）

八 FWAアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。）により構成される端

末系伝送路設備（その一部が当該無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

九 IP電話サービス 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

十 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信役務

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 1 (第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">電気通信事業登録(登録更新)申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第 9 条(第 12 条の 2)の規定により、電気通信事業の登録(登録の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>注 (略)</p>	<p>様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: center;">電気通信事業登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな)</p> <p>住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第 9 条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>注 (略)</p>

様式第2（第4条第2項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係）

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)   
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録(登録の更新) (認定) (認可) 申請者 (報告を行う電気通信事業者) (電気通信事業を承継した者) が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで (電気通信事業法第12条の2第2項の規定により準用する同法第12条第1項第1号から第3号まで) (及び) (第118条第1号から第3号まで) に該当しないことを誓約します。

注 (略)

様式第2（第4条第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係）

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)   
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録 (認定) (認可) 申請者 (報告を行う電気通信事業者) (電気通信事業を承継した者) が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで (及び) (第118条第1号から第3号まで) に該当しないことを誓約します。

注 (略)

様式第3（第4条第3項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

ネットワーク構成図

（略）

様式第3（第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

ネットワーク構成図

（略）

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1 } (略) 27		
28 仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	PHSに係るもの	
	BWAアクセスサービスに係るもの	
29 <u>ドメイン名電気通信役務</u>	<u>第59条の2第1項第1号イに掲げるもの</u>	
	<u>第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの</u>	
	<u>第59条の2第1項第2号に掲げるもの</u>	
30 電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
31	上記1から30までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2、5及び8に該当する場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の実態については、電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。

5～7 (略)

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

9・10 (略)

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1 } (略) 27		
28 (略)		
29 電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に該当する場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の実態については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。

5～7 (略)

8・9 (略)

様式第4の2（第4条の2第3項第7号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1 登録の更新を受ける事由	
2 1の項の事由が生じた日	
3 新たに指定をされた電気通信設備の種別	
4 合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
5 合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
6 合併等の理由	
7 法第12条の2第1項第4号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
8 申請者の特定関係法人となつた事由	
参考事項	

注1 1の項については、法第12条の2第1項各号に掲げる事由の別を記載すること

2 3の項については、法第12条の2第1項第1号の事由に該当する場合に、法第33条第1項の規定によるもの又は法第34条第1項の規定によるものの別を記載すること。

3 4の項から6の項までについては、法第12条の2第1項第1号から第3号までに該当する場合に記載すること。

4 7の項及び8の項については、法第12条の2第1項第4号に該当する場合に記載すること。

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書

項目		年 月 日 ～ 年 月 日	備 考
収 入	電気通信事業収入	千円	
	(何) 事業収入		
	その他の収入		
	計		
支 出	電気通信事業支出		
	人件費		
	経費		
	借料・損料		
	修繕費		
	その他		
	減価償却費		
通信設備使用料			
租税公課			
その他			
(何) 事業支出			
その他の支出			
法人税、住民税及び事業税			
計			
差 引 利 益			

注1 電気通信事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。

2 備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

様式第 17 の 4 の 2 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送役務に係る費用	契約数連動費用	トラヒック連動費用	接続料対象外費用	接続料原価		
					音声伝送交換機能	MNP 転送機能	SMS 伝送交換機能
営業費							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							
試験研究費							
研究費償却							
減価償却費							
固定資産除却費							
通信設備使用料							
租税公課							
合計							

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 23 年総務省令第 24 号)別表第三の「音声伝送役務」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3 (機能別接続料原価算入営業費明細表)を併せて提出すること。

2 データ伝送交換機能の接続料原価の算出

	データ伝送 役務に係る費用	回線容量課 金対象外費 用	回線容量課金 対象費用	接続料対象 外費用	接続料原価
営業費					
運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産 除却費					
通信設備 使用料					
租税公課					
合計					

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

2 「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・BWA」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあつては、当該費用が個別に分かるように記載すること。

4 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交 換機能に算 入する営業 費の額	データ伝送 交換機能に 算入する営 業費の額	M N P 転送 機能に算入 する営業費 の額	S M S 伝送 交換機能に 算入する営 業費の額
営業費				
電気通信の啓発 活動に係るもの				

エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 3 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 機能に係るレートベース

項目	金額 (単位:円)	備考
機能に係るレートベース		
当該機能に係る正味固定資産		
当該機能に係る繰延資産		
当該機能に係る投資その他の資産		
当該機能に係る貯蔵品		
当該機能に係る運転資本		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第 17 の 4 の 6 (役務別指定設備帰属明細表) により算定された額を記載すること。

3 「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第 17 の 4 の 7 (機能別運転資本計算表) により算定された額を記載すること。

2 資本構成比

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

3 他人資本費用

項目	数値 (単位:円又はパーセント)	備考
他人資本費用		
機能に係るレートベース		
他人資本比率		
他人資本利率		
有利子負債に対する利率		
有利子負債以外の負債に対する利子		

	相当率		
--	-----	--	--

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「他人資本比率」の項には、2（資本構成比）により算定された値を用いること。

3 「有利子負債に対する利子率」の項には、5（有利子負債に対する利子率）により算定された値を用いること。

4 「有利子負債以外の負債に対する利子相当率」の項には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の総務大臣が別に告示する値を用いること。

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の期首値	原価及び利潤の算定期間の期末値	平均値
有利子負債に該当する勘定科目			
有利子負債の合計額			

有利子負債比率	
---------	--

有利子負債以外の負債に該当する勘定科目			
有利子負債以外の負債の合計額			

有利子負債以外の負債比率	
--------------	--

合計額			
-----	--	--	--

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

5 有利子負債に対する利子率

損益計算書上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の損益計算書の額

合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期首値）	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期末値）	平均値
合計			

有利子負債に対する利率	
-------------	--

- 注1 「損益計算書上の勘定科目」の欄は、営業外費用の勘定科目に限る。  
 2 「貸借対照表上の勘定科目」の欄は、有利子負債に該当する勘定科目に限る。  
 3 「損益計算書上の勘定科目」及び「貸借対照表上の勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

#### 6 自己資本費用

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
自己資本費用		
機能に係るレートベース		
自己資本比率		
自己資本利益率		

- 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。  
 2 「自己資本比率」の項には、2（資本構成比）により算定された値を用いること。  
 3 「自己資本利益率」の項には、7（自己資本利益率）により算定された値を用いること。

#### 7 自己資本利益率

	原価及び利潤の前々算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の前算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の算定期間の自己資本利益率	過去三期平均値
リスクの低い金融商品				

の平均金利				
$\beta$				
主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

注1 「リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

2 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

3 「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

#### 8 $\beta$

	原価及び利潤の前々算定期間の $\beta$	原価及び利潤の前算定期間の $\beta$	原価及び利潤の算定期間の $\beta$
算定式			
上記算定式を用いる理由			
算定式に代入する入力値			
$\beta$			

注1 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

2 「算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

3 「算定式に代入する入力値」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 「算定式に代入する入力値」の項には、原則として、貸借対照表の値（簿価）等公表されている値を用いること。

#### 9 利益対応税

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
利益対応税		
自己資本費用		

利益対応税率		
機能に係るレートベ- ス×他人資本比率×有 利子負債以外の負債比 率×利子相当率		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

1.0 利益対応税率

利益対応税率の算定式		
利益対応税率の算定式に代入する入力値（税率等）		
利益対応税率		

注1 「利益対応税率の算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

2 「利益対応税率の算定式に代入する入力値（税率等）」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

1.1 利潤

項目	数値（単位：円）	備考
利潤		
他人資本費用		
自己資本費用		
利益対応税		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

様式第 17 の 4 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: Mbps)	備考
需要		

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

2 MNP 転送機能に係る需要

項目	数値 (単位: 秒)	備考
転送呼の通信時間		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: 回数)	備考
自網内発着数		
相互接続に係る発着数		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 MNP 転送機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。





租 税 公 課																			
計																			
利潤																			
需要																			
接続料（相 当額）																			

注1 同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

2 (1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じ、当該設備区分の欄を変更して記載すること。





様式第 17 の 4 の 7 (第 23 条の 9 の 3 関係)

機能別運転資本計算表 (レートベースの運転資本の算定)

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	MNP 転送機能に係る運転資本の額	SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本 (年額)				
<u>営業費</u>				
一) 減価償却費				
一) 固定資産除却費				
一) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本 (期間額)				

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 2 (データ交換伝送機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

様式第 18 の 5 (第 25 条の 5 関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる  
卸電気通信役務の提供業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)

住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第 38 条の 2 の規定により、届け出ます。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類				
当該卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務開始年月日				
当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域				
卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項	当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
	当該提供卸電気通信役務の内容			
	当該提供卸電気通信役務に関する料金			
	当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等(金銭その他の財産をいう。)			
	当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
当該第一種指定電気通信設備又				

は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項			
電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法			
電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項			
重要通信の取扱方法			
当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項			
上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項			
有効期間を定めるときは、その期間			

注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から31までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

2 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 18 の 6 (第 25 条の 7 の 2 第 2 項及び第 3 項関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる  
卸電気通信役務に関する契約約款設定(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法施行規則第 25 条の 7 の 2 第 2 項 (第 3 項) の規定により、別紙のとおり契約約款を設定(変更)するので届け出ます。

設定(変更)期日	
設定(変更)を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18 の 7 (第 25 条の 7 の 3 関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる  
卸電気通信役務の提供業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印  
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第 38 条の 2 の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更した年月日		
変更の理由		

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18 の 8 (第 25 条の 7 の 4 関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる  
卸電気通信役務の提供業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印  
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第 38 条の 2 の規定により届け出ます。

廃止した年月日	
電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注 1 「電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。